

○厚生労働省告示第百四十号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用し、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）は、同年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する検査、画像診断、処置又は手術を受ける患者とする。

一 D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）（注8に規定する心腔内超音

波検査を実施する場合に限る。)

二 E003 3 動脈造影カテーテル法 (イの注又は口の注に規定する血流予備能測定検査を実施する場合に限る。)

三 E101-2 ポジトロン断層撮影 3 ¹³N 標識アンモニア剤を用いた場合 (一連の検査につき)

四 J039 血漿^{しょう}交換療法 (1日につき) (川崎病の患者に係るものに限る。)

五 K047-3 超音波骨折治療法 (一連につき) (四肢の骨折 (開放骨折及び粉碎骨折を除く。)

)に係るものであつて、観血的手術が行われた後に実施するものに限る。)

六 K056-2 難治性感染性偽関節手術 (創外固定器によるもの)

七 K059-2 関節鏡下自家骨軟骨移植術

八 K096-2 体外衝撃波疼痛^{とう}治療術 (一連につき)

九 K136-2 腫瘍脊椎骨全摘術

十 K510-3 気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼^{しゃく}術

十一 K548 経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの) 2 エキシマレーザー血管形

成用カテーテルによるもの

十二 K664-2 経皮経食道胃管挿入術 (PTEG)

- 十三 K 6 8 2 | 4 超音波内視鏡下瘻孔形成術（腹腔内膿瘍に対するもの）
- 十四 K 7 0 2 | 2 腹腔鏡下睪体尾部腫瘍切除術
- 十五 K 7 2 1 | 4 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 十六 K 7 2 9 | 2 多発性小腸閉鎖症手術
- 十七 K 7 3 5 | 4 下部消化管ステント留置術
- 十八 K 7 4 2 | 2 腹腔鏡下直腸脱手術
- 十九 K 8 0 3 | 2 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 二十 K 8 0 9 | 3 腹腔鏡下膀胱内手術
- 二十一 K 8 2 3 | 5 人工尿道括約筋植込・置換術
- 二十二 K 8 4 3 | 3 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術（尿管腫瘍、膀胱腫瘍、後腹膜腫瘍、後腹膜リンパ節腫瘍（精巣がんから転移したものに限る。）又は骨盤リンパ節腫瘍（泌尿器がんから転移したものに限る。）に係るものに限る。）
- 二十三 K 8 6 3 | 3 子宮鏡下子宮内膜焼灼術
- 二十四 K 9 1 0 | 2 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術
- 二十五 K 9 3 9 | 4 内視鏡手術用支援機器加算